

【平成 26 年度以前入学者 又は 就学支援金等の対象でない者用】

## 授業料・諸会費等の制度について

平成 29 年度の

- ★ 保護者等の **市町村民税所得割額等** の金額を確認してください。
  - ※ 市町村民税所得割額は、親権者（父母）の合計金額を確認してください。
  - ※ ひとり親の場合は、親権者 1 人分の金額を確認してください。
  - ※ 生徒が成人している場合は、主たる生計維持者 1 人分の金額を確認してください。
- ★ 該当するものをクリックして、対象となる制度と提出書類を確認してください。
  - [A：市町村民税所得割が 5 万 1,300 円以上](#)
  - [B：市町村民税所得割が 1 円以上 5 万 1,300 円未満](#)
  - [C：市町村民税所得割が非課税（0 円）](#)
  - [D：生活保護受給世帯](#)

- ★ 提出期限は次のとおりです。事務室に直接提出してください。
  - 授業料免除：原則として、申請書等の提出があった月、又はその翌月から免除します。  
所得に関する書類については、6 月以降すみやかにご提出ください。
  - 諸会費免除：平成 29 年 7 月 31 日

### A：市町村民税所得割が 5 万 1,300 円以上の方

★ 対象となる制度はありません。

授業料と諸会費の納付をお願いします。

なお、家計急変などにより納付が厳しい場合は、事務室にご相談ください。

### B：市町村民税所得割が 1 円以上 5 万 1,300 円未満の方

★ 授業料半額免除・諸会費免除の対象です。

【授業料半額免除の提出物】

- 授業料免除申請書
- 実情調書
- 所得に関する書類（次のいずれか）
  - ・ 平成 29 年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
  - ・ 平成 29 年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
  - ・ 平成 29 年度市町村民税・県民税課税証明書の原本又はコピー

【諸会費免除の提出物】

- 諸会費免除申請書
- 実情調書
- 返信用封筒（定型封筒に申請者の住所・氏名を書き、82 円切手を貼付したもの。）

## C：市町村民税所得割が非課税（0円）の方

★ 授業料全額免除・諸会費免除の対象です。

### 【授業料全額免除の提出物】

- 授業料免除申請書
- 実情調書
- 所得に関する書類（次のいずれか）
  - ・ 平成 29 年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
  - ・ 平成 29 年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
  - ・ 平成 29 年度市町村民税・県民税非課税証明書の原本又はコピー

### 【諸会費免除の提出物】

- 諸会費免除申請書
- 実情調書
- 返信用封筒（定型封筒に申請者の住所・氏名を書き、82 円切手を貼付したもの。）

## D：生活保護受給世帯の方

★ 授業料全額免除・諸会費免除の対象です。

### 【授業料全額免除の提出物】

- 授業料免除申請書
- 生活保護受給証明書（平成 29 年 4 月 1 日以降に発行したもの。）

### 【諸会費免除の提出物】

- 諸会費免除申請書
- 返信用封筒（定型封筒に申請者の住所・氏名を書き、82 円切手を貼付したもの。）